女性活躍推進法に基づく「女性の活躍に関する情報公表」

２０２６年6月３０日
株式会社河北新報社

女性活躍推進法第 21 条に基づき、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業場として、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表いたします。

※対象期間：２０２５年４月１日から２０２６年3月３１日まで

◎女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

項目	区分	実績
採用した労働者に占める女性労働者の割合	全労働者	６０．０％
	正社員	３７．５％
	契約社員	１００．０％
	アルバイト従業員	６２．５％
労働者に占める女性労働者の割合	全労働者	２１．１％
	正社員	２０．１％
	契約社員	２３．６％
	アルバイト従業員	３０．０％

◎職業生活と家庭生活の両立

項目	区分	実績
男女の平均継続勤続年数の差異	合計	２３．３年
	女性	１４．４年
	男性	２５．６年
男女別の育児休業取得率	女性	１００．０％
	男性	１００．０％

◎男女の賃金の差異

	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	７７．０％
正社員	７３．５％
正社員以外	７２．８％

対象期間：２０２５年4月1日から２０２６年3月３１日まで

賃　金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

パート・有期社員：期間従業員、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

※なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（7時間／日）をもとに人員数の換算を行っている

以　上